

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年6月5日 神戸地方法務局加古川支局 登記官 森崎良枝

記

意見又は資料の提出先

〒675-0017

兵庫県加古川市野口町良野1749番地

神戸地方法務局加古川支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る 所在事項	地目	地積(m ²)
1420-2023 -0001	加古川市尾上町池田字西鴨ケ一 3 6 7 番 2	溜池	6 5